平成２４年（フ）第１６３０号
埼玉県蕨市塚越５丁目27番７号　ライオンズマンション蕨市民公園603号、旧住所埼玉県蕨市北町４丁目４番22号
破産者　菅原　　昭
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７３７号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町４丁目３番３号　小谷ハイツ201号
破産者　逆井　朱実
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２１号
長野市上松２丁目７－１　池田アパート北１号室、住民票上の住所長野市鬼無里日影6058番地
破産者　小林　良仁
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
静岡市駿河区下島615番地の86
破産者　川崎　　清
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８２４６号
大阪府吹田市山手町４―36―１　グリーンハイム千里Ⅱ708号室、前住所大阪市北区曽根崎１丁目３番６―1201号
破産者　大木　節子
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２４０号
大阪府池田市鉢塚３丁目５番17号
破産者　末本　憲亮
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３８１号
大阪市西淀川区御幣島４丁目17―28―401号室、開始決定時の住所大阪市西淀川区竹島３丁目５番18号
破産者　前田　隆行
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９４７号
大阪府吹田市南金田２―28―７―602、住民票上の住所大阪市浪速区難波中３丁目７番８―301号
破産者　小早川　豊
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８３９号
大阪府門真市野里町15番22号、前住所大阪府大東市大東町５番31号
破産者　メンズ・ブティックせがわこと　森井　正
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１００２号
大阪市東淀川区小松４丁目16番34―901号
破産者　位田順一郎（旧姓奥野）
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１２５号
大阪市住吉区万代東１―２―10、住民票上の住所大阪府東大阪市加納３丁目９番８―201号
破産者　川野栄次郎
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１８４号
大阪市阿倍野区北畠２丁目６番18号　グレースヒルズ北畠102、住民票上の住所大阪市浪速区大国２丁目８番20号　株式会社新光不動産寮
破産者　北條　洋子
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２０号
大阪府富田林市西板持町７丁目５番29号
破産者　川崎　憲子
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２６４号
大阪府富田林市西板持町７丁目５番29号
破産者　川崎　二郎
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
広島県東広島市高屋町杵原3998番地45
破産者　三上富治生
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９９号
埼玉県熊谷市久下2118番地13
破産者　山﨑　正夫
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２２２８号
横浜市鶴見区豊岡町24番17号　倉賀野ビル201号、開始決定時の住所横浜市鶴見区鶴見中央４丁目36番30―801号
破産者　竹内ユキこと　金　　基琯
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７５０号
横浜市神奈川区斎藤分町37番４号　ザ・フレッシュフィールド壱番館101号
破産者　乾　　博光
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部